

e シンキング (ひとづくり広域連合政策情報メルマガ) 第 23 号
2006 / 9 / 15 発行 (月 1 回発行)

各職員に、転送または配布をお願いします。

目 次

[今月のトピックス]

「認定こども園」

[募集します!]

平成 18 年度第 1 回行政課題研究会 (すてっぷあっぷ講座)

「埼玉県における人口減少を考える」

[政策研究の紹介]

研究報告書の紹介 「Let's 合意 together!!」

[私の選んだこの 1 冊]

「児童虐待 - 現場からの提言」 (川崎二三彦著 / 岩波新書)

[みてきたゾウ・つたえるゾウ!!]

第 14 回「都市問題」公開講座 ((財)東京市政調査会主催)

[今月のトピックス]

「認定こども園」

少子化、共働き家庭の増加等を背景に、全国では、幼稚園利用児童が10年で10万人減少したのに対し、保育所待機児童は2.3万人いると言われています。また、幼稚園と保育所が別々では、子どもの育ちの場として大切な集団活動が小規模化し、運営も非効率との指摘があります。

こうした中、就学前の教育・保育を一体として捉え、多様なニーズに対応する新たな枠組みを構築しようと、先の国会で「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(いわゆる「認定こども園法」)が成立し、本年10月1日に施行されることとなりました。

「認定こども園」とは、保育所でも幼稚園でもない、全く別の第三の施設として設けるものではなく、両者が持っている機能に着目して、それぞれにはない機能を付加することによって、認定を受ける制度です。

例えば、保育所は、保護者が就労等の理由で養育できない子どもだけを預かる施設ですが、子ども園として認定されれば、そうではない子どもの受け入れも可能になり、幼稚園と同様の教育機能が付加されます。

一方、幼稚園は、子どもを預かる時間が原則4時間であるため、これまで共働き家庭では預けることができませんでしたが、預かる時間を8時間まで延長し、いわゆる保育所機能を付加することで、共働き家庭の子どもも預けられるようになります。

これらの具体的な認定基準は、地域における子育て支援(子育て相談や親子の集いの場の提供)を行うなど、国が定める一定基準を参考にして都道府県が条例で定めることとされており、「認定こども園」は申請に基づき、都道府県が認定することとされています。

また、財政支援策として、施設整備費や運営費の助成枠を拡大したり、私立保育所が保護者から徴収する施設利用料を独自に設定できるようにするなどの特例措置が盛り込まれています。(ISO)

[募集します!]

平成18年度第1回行政課題研究会(すてっぷあっぷ講座)
「埼玉県における人口減少を考える」

2005年、日本はついに人口減少社会に突入しました。埼玉県内人口も5年以内に減少に転じます。本県では今後、全国一急激に高齢化が進み、また少子化も、全国平均を上回るスピードで進んでいます。

少子高齢化が進み、県全体の人口が減る中で、どうやって地域の活力を維持し、さらなる活性化を図っていくかは、今後の重要な課題となります。

当研究会（すてっぷあっぷ講座）は、県内自治体職員である参加者の皆さんが、この時期に、埼玉県の人口減少について考え、その対策に取り組むためのきっかけとなることを期待しています。

皆様の参加をお待ちしております。

日 時： 平成18年10月23日（月） 13：30～16：30
会 場： 埼玉県県民健康センター大ホール（JR浦和駅西口徒歩15分）
案内図（会場へは公共交通機関をご利用ください。）
<http://www.saitama.med.or.jp/center/map.html>

内 容： テーマ 「埼玉県における人口減少を考える」

（1） 基調講義 「人口減少と日本の経済社会」
法政大学大学院政策科学研究科教授 小峰隆夫 氏

（2） 事例発表
「人口減少社会における県政の在り方について」
埼玉県改革政策局計画調整課 安藤宏 氏

「秩父市少子高齢化・人口減対策の取組について」
秩父市健康福祉部高齢者介護課 黒沢美也 氏

「人口減社会の到来と鳩山町の次世代育成支援対策について」
鳩山町健康福祉課 早坂啓市 氏

締 切： 平成18年10月6日（金） e-mail又はFAX
詳しくは、こちらから（申込様式もあります）

<http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/80kenkyu/06/H18/H1801.tirasi.htm>

研究報告書のご紹介

「Let's 合意 together!!」(平成15年度)

すでにこの研究報告書が発行されて2年以上経過しましたが、先日も県外の団体から、他団体職員から内容が良いとの評判を聞き、購入されたケースがあったため、あらためてご紹介させていただきます。

近年、公共事業に対しては住民の反対が相次ぎ、訴訟にまで発展するケースが少なくありません。本来住民の生活を豊にするはずの公共事業について、なかなか理解が得られないのは何故なのでしょう。

本報告書は、公共事業の中でも廃棄物処理施設を中心に、合意形成に係る現状と課題を把握し、住民の視点に立った合意形成のあり方についてまとめたものですが、それだけでなく、住民と行政との様々な協働の場にも通ずる内容となっています。

http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/80kenkyu/01/H15/H15sum_goi.htm

平成12年～17年度の研究報告書については

<http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/80kenkyu/01/top.htm>

[私の選んだこの1冊]

「児童虐待 - 現場からの提言」 (川崎二三彦著 / 岩波新書)

筆者は、児童相談所に勤務し、数々の相談に対応してきた経験を持つ。児童虐待の通告件数は、1990年度から2005年度までの間に30倍以上に増加した。

この間、2000年11月には「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、2004年には、通告の対象を「児童虐待を受けたと思われる児童」へ広げるなどの改正が行われた。

2004年に栃木県小山市で男の子の兄弟二人が同居していた男性によって命を奪われるという事件が発生し、その判決の中で、児童相談所の対応が「誠に遺憾」と批判された。

現行制度では、虐待されている子どもの安全を確保するために、保護者の意

に反して子どもを保護できるのは、児童相談所長が行う一時保護のみである。

しかし、一行政機関である児童相談所長が必要と認めるだけで、子どもを一時保護したり、知事が立入調査のため必要と認めるだけで住居の不可侵という憲法上の権利を冒すことができる現在の仕組自体に問題があると筆者は考えている。刑事手続においては、適正手続の観点から司法的な関与が必須とされているし、DV防止法における「保護」にも司法的判断が前提とされていることとは、対照的である。

法制度の不備をそのままにして、事件が起こったとき、すべてを児童相談所の責めに負わせるというのは、事件の教訓が生かされないことになる。

また、日本の児童福祉体制について、わずか1800人の児童福祉司が、児童虐待への対応のみならず非行や不登校などの相談（年間30万件あまり）に対応し、その責任と負担は過大なものとなっている。現在の児童相談所は、児童虐待に適切に対応するのに見合った組織体制、十分な人員配置等に欠けている、と筆者は考える。

児童虐待の背景には、格差社会が進むなど貧困の問題が存在しており、貧困対策や雇用対策をはじめとした国民生活支援に、思い切った「社会的なコスト」をかけなければ、児童虐待の解決にはならない。児童虐待の問題を、関係者、関係機関、専門家等に任せるだけでは決して解決するものではなく、社会全体で取り組む必要がある、と筆者は主張している。

虐待死事件が起こると、マス・コミ等が児童相談所の取組に不備はなかったのか問題にする風潮の中、不十分な法制度等のなかで、頑張っている児童相談所の現場の実情が伝わってくる一冊である。（江）

[みてきたゾウ・つたえるゾウ！！]

第14回「都市問題」公開講座（財）東京市政調査会主催
「子どもたちの教育をどうするのか」
平成18年9月9日（土）日本プレスセンター10階ホール

この公開講座は基調講演及びパネルディスカッションの2部構成で行われた。まず、小林道雄氏（ノンフィクション作家）による基調講演では、江戸時代までは子供は労働力であり寺子屋で学ぶことが個人にとってのプラスであったの

が、明治以降の学制は、子供を教育することが国家にとってのプラスへと変わっていったという話があった。

後半のパネルディスカッションでは、陰山英男氏（立命館小学校副校長、立命館大学教授）から、子供の教育に関して何か問題が起きると、すぐ学校バッシングになってしまうが、学校現場の実態をもっと知ってもらうことが大事であり、学校全体の問題と個別の問題（各家庭の問題）とを区別してほしい。何が子供をゆがめているかを考えると、欠食や睡眠不足が、学力のみならず人格にまで影響しており、このことにはデータの根拠もある。「早寝・早起き・朝ごはん」は意味のあることであり、各家庭では子どもに食べさせるよう努力すべきであるし、放っておけばいつまでも寝ないから寝させないとならない。そのためのしつけの手段として「子守歌」があるのだ。また、現在の学習指導要領は、「ゆとり教育」のため、学習内容がバツサリ切られているが、改訂を検討している、という話があった。

陰山氏に対し、新藤宗幸氏（千葉大学教授）から、地域に教育を任せるという観点からは学習指導要領などそもそも不要ではないか、と意見が述べられた。

西尾理弘氏（出雲市長・元文部科学省勤務）は、教育行政に関し、教育長が責任を取るのではなく、首長に相当の権限を委ねてリーダーシップを取らしめ、教育委員会制度はやめるべきだという。というのは、首長に対しては選挙による住民からのコントロールが及ぶからだという。

川上佳美氏（NPO法人ニュースタート事務局スタッフ）からは引きこもり・ニートの若者を外へ連れ出す活動の報告が、宗像精氏（会津藩校日新館館長、前会津若松市教育長）からは「あいづっこ宣言」の取組などの報告があった。

学習指導要領及び教育委員会制度の必要性について、陰山氏对新藤氏及び西尾氏の1：2の議論が白熱し、数の上では陰山氏劣勢であったが、本当のところどうなのだろうか、と考えさせられたパネルディスカッションであった。

（江）

=====

[編集後記]

先日、来年度から全国すべての公立小学校で、放課後も児童を預かることを決めたとの新聞報道がありました。

事業内容としては、全児童対象の時間帯と、それ以降の、親が留守の家庭の

子どもを対象とする２本立てで、前者では教員OBや地域ボランティアのもと、「学び」「スポーツ」「文化活動」「交流」「遊び」というプログラムを無料で実施、後者では月額数千円の保護者負担がありますが、保育士や専任指導員のもとで遊びの場を作るとのことです。

この事業は、これまでの学童保育を引き継ぎ、活動場所をすべて小学校内に移した上で、学童保育が未実施であったすべての地域に広げる意味合いがあります。子どもが成長していく上で欠かせない、「仲間」「空間」「時間」の「3間」の形成に、この事業が大きく寄与してくれることと思います。(B)

次号より、読みやすいボリュームにするため、一部構成の変更を行います。今後ともご愛読くださいますようお願いいたします。

[e シンキング]

ご意見・掲載希望

e シンキングでは、[募集します!]、[政策研究の紹介]、[私の選んだこの1冊]への投稿や、セミナー・シンポジウムの参加レポートなどを随時募集しています。「これは」というものがありましたら、お気軽に下記担当までご連絡ください。

発行元

彩の国さいたま人づくり広域連合 政策管理部 (小澤・江森)

〒331-0804 さいたま市北区土呂町2 - 24 - 1

TEL:048-664-6681 FAX:048-664-6667

WebPage: <http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/>

E-Mail: jinzai03@hitozukuri.or.jp
